



## 第18回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2019) 表彰式

各賞の受賞者 (◎: 知事賞受賞者)

(敬称略)

競技種目	金賞	銀賞	銅賞
電子機器組立	長谷川 享史(◎) パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	小山 せなみ パナソニックアソシエイツ滋賀(株)	鈴木 久史 パナソニックアソシエイツ滋賀(株)
製品パッキング	安田 耀仁(◎) 滋賀県立甲南高等養護学校	佐藤 奈穂美 (株)クレール	満嶋 和樹 古河AS(株) 能力開発センター
喫茶サービス	杉谷 美雪(◎) (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	竹田 琴音 (株)クレール	山口 実玖 滋賀県立甲南高等養護学校
オフィスアシスタント	秦 知里(◎) (株)クレール	西村 亮太 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	辻 昇 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良
縫製	廣西 知穂(◎) 電気硝子ユニバーサポート(株)	—	—
木工	丸岡 賢治(◎) 滋賀県立長浜北星高等養護学校	高橋 良斗 滋賀県立長浜北星高等養護学校	—
ビルクリーニング	菅波 智将(◎) (株)ニッパツ・ハーモニー 滋賀営業所	北川 凌 ヤンマーシンビオシス(株)	三馬 千鶴 ヤンマーシンビオシス(株)
ワード・プロセッサ	—	佐々木 亮二 (学)関西福祉学園 働き教育センター甲良	—
パソコンデータ入力	—	—	大原 尚史 (株)SCREENビジネスエキスパート
DTP	門脇 浩克(◎) (特非)アイ・コラボレーション	吉田 真太郎 (特非)アイ・コラボレーション	日永 雄麻 (特非)アイ・コラボレーション
オフィスアシスタント初級	大住 周平 電気硝子ユニバーサポート(株)	中井 藤馬 (社)共生シンフォニー くれおカレッジ	—

※「表計算」については、金銀銅の受賞該当者はありません。

「第18回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2019)」((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部主催、滋賀県共催)の表彰式が令和元年12月24日(火)に執り行われ、各部門の成績優秀者25名に金、銀、銅の各賞、また、8名に滋賀県知事賞が授与されました。

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を競い合うことにより、職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として毎年開催しています。

今大会では総勢97名の選手が12種目で技能を競い合いました。



▲令和元年12月24日(火)表彰式(大津合同庁舎)

### 目次

- P2 時間外労働・休日労働の上限規制が2020年4月1日から適用になります  
雇用環境・均等行政関連法令の当面の改正予定について
- P3 しが就職氷河期世代サポートコーナーのご案内
- P4 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！  
近畿大学と滋賀県が就職支援に関する協定を締結
- P5 令和元年度滋賀県働き方改革推進協議会を開催しました
- P6 障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請  
在職者訓練のご案内
- P7 シニアジョブステーション滋賀のご案内  
生涯現役促進地域連携事業—しがアクティブシニア活躍推進事業—
- P8 東京圏からの人材を採用したい企業を募集！  
「出前講座」に登録しませんか
- P9 令和2年3月から外国人雇用状況の届出において、在留カード番号の記載が必要となります  
働くなら滋賀！人材育成助成金のご案内
- P10 労働委員会だより
- P11 労働相談Q&A
- P12 職場の人が「がん」になったら  
シルバー人材センターからのお知らせ

## 中小企業の事業主の皆様 対応はお済みですか？ 時間外労働・休日労働の上限規制が 2020年4月1日から適用になります。

2019年4月1日から働き方改革関連法が施行され、時間外労働・休日労働については新たに上限規制が設けられました。中小企業については1年間適用が猶予され、2020年4月1日からとされておりませんが、適用日が近づいてまいりましたので、時間外・休日労働の上限規制に対応した36協定の締結・届出についてご確認・ご準備をお願いします。

### Check!

#### 【時間外・休日労働の上限規制の主な内容】

- 時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間
- 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも以下の上限があります。
  - 時間外労働が年720時間以内
  - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
  - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
  - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 時間外労働・休日労働の上限規制に対応した新様式（※）で所轄労働基準監督署長に届け出ていただく必要があります。※新様式は厚生労働省HPからダウンロードしていただけます。

【お問合せ先】 滋賀労働局労働基準部監督課

〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階 TEL：077-522-6649

## 雇用環境・均等行政関連法令の当面の改正予定について

滋賀労働局雇用環境・均等室

令和2年2月3日現在、以下のとおり当室が所掌する法令等の改正が予定されています。

事業主の皆さまにおかれましては、内容を御確認いただき、必要な御対応をお願いいたします。御不明の点等がございましたら、当室までお問合せ下さいませよう願いたします。

施行日	対象企業	法律	改正内容
令和2年4月1日	常時雇用労働者301人以上企業	女性活躍推進法	●一般事業主行動計画における数値目標を2つ以上とすることが義務化
	大企業	パートタイム・有期雇用労働法	●正社員とパートタイム・有期雇用労働者の間で待遇に不合理な差を設けることが禁止 ●パートタイム・有期雇用労働者への待遇の相違の内容・理由に関する説明が義務化
令和2年6月1日	大企業	労働施策総合推進法	●パワーハラスメント防止措置の義務化（中小企業は努力義務）
	全企業		●パワーハラスメントの義務事項が行政ADRの対象になる
	全企業	男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 労働施策総合推進法	●セクハラ、いわゆるマタハラ、パワハラ相談者に不利益取扱いを行うことが禁止
	常時雇用労働者301人以上企業	女性活躍推進法	●女性の活躍に関する情報公表を、2区分からそれぞれ公表することが義務化
	全企業		●ブラチナえるほし創設
令和3年1月1日	全企業	育児・介護休業法	●子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得が義務化
令和3年4月1日	中小企業※	パートタイム・有期雇用労働法	●正社員とパートタイム・有期雇用労働者の間で待遇に不合理な差を設けることが禁止 ●パートタイム・有期雇用労働者への待遇の相違の内容・理由に関する説明が義務化
令和4年4月1日	中小企業※	労働施策総合推進法	●パワーハラスメント防止措置の義務化
	常時雇用労働者101人以上企業	女性活躍推進法	●一般事業主行動計画策定・届出等の義務化

※労働施策総合推進法及びパートタイム・有期雇用労働法における中小企業の定義

→ <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

【お問合せ先】 滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

## 滋賀労働局・ハローワークからのお知らせ

## しが就職氷河期世代サポートコーナーのご案内

滋賀労働局・ハローワークでは、就職氷河期世代の方を支援する専門窓口を令和2年1月16日に開設しました。「安定した仕事に就きたい」「スキルアップを図りたい」「働くためのサポートが欲しい」など、様々なニーズにきめ細かに対応いたします。

支援対象者は以下に該当する方です。

- ① 就職氷河期世代（原則35歳以上55歳未満）の方
- ② 正社員雇用の機会に恵まれなかった方
- ③ 安定した雇用を希望している方



非正規雇用で働いている方、不安定就労の期間が長い方などに対して、以下のようなメニューにより個別に支援を行います。詳しくは、来所またはお電話でお問い合わせください。

## しが就職氷河期世代サポートコーナー

草津市西渋川1-1-14行岡第一ビル4F しがヤングジョブパーク内

077-563-0350

(平日9:00~17:00)

ハローワークでの  
予約相談

職業相談を希望する方には  
相談日の予約を受け付けます

氷河期限定（歓迎）  
求人提供

県内の限定（歓迎）求人を取りまとめ、郵送、Mail等で提供します

## 個別求人開拓

具体的な求人（企業）の希望がある方には個別に求人を開拓します

注）希望職種や希望条件等が明確な場合で、県内企業に限ります

ファイナンシャル  
プランナーによる相談

現状の労働条件と生活設計、老後の生活など経済的なアドバイス（予約制）  
注）ご利用はお一人1回（概ね1時間）とさせていただきます

## 臨床心理士による相談

転職に関する不安やストレスなど心理的な悩みの相談を行います（予約制）

## ハロトレ情報の提供

スキルアップのための職業訓練＝ハロトレ情報を提供します

現在、長期間無業状態であったり、ひきこもり状態であるなど、今すぐの就職が難しい場合は、専門機関との連携により、総合的な支援を行います。詳しくは、来所またはお電話でお問い合わせください。

専門機関名	対象者	支援内容
地域若者サポートステーション	15～39歳までの若年者で、無業状態やフリーター状態の方 ※生活困窮者支援モデルプログラムに関しては概ね40代半ばまでが対象	・職場体験 ・交流サロン ・定着・ステップアッププログラム ・職業適性検査 など
ひきこもり支援センター	ひきこもりで悩んでいるご本人及びその家族（概ね15歳以上の方）	心理職などの専門職員による、ひきこもりに関する相談。
その他の専門機関	個々の状況や課題に応じて、専門の相談窓口（社会福祉協議会や障害者支援機関など）を紹介または連絡いたします。	



## 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！ （施行は令和3年1月1日です）

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

改正前

&lt;改正のポイント&gt;

改正後

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**

☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。

・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。

・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

（注）いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

&lt;就業規則の規定例（子の看護休暇の場合）&gt;

※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

育児・介護休業法、両立支援等助成金について

【お問合せ先】 滋賀労働局 雇用環境・均等室

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階 TEL：077-523-1190

近畿大学と滋賀県が

## 就職支援に関する協定を締結しました！

滋賀県と大学が相互に連携し、学生の県内企業等への就職活動を支援することにより、大学生等のU・I・Jターン就職を促進し、若者の県内定着を図ります。

## 【連携事項】

- (1) 学生やその保護者に対する滋賀県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること
- (3) 滋賀県の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関すること
- (4) 学生の地元就職に係る情報交換および実績把握に関すること
- (5) 滋賀県内の企業等における学生のインターンシップ受け入れの支援に関すること
- (6) その他学生のU・I・Jターン就職等の促進に関すること

## ○ 締結式の概要

締結日：令和元年11月13日

場 所：滋賀県知事室

出席者：近畿大学学長 細井美彦、  
滋賀県知事 三日月大造

(左から) 細井学長、三日月知事

# 令和元年度滋賀県働き方改革推進協議会を開催しました

令和元年12月23日に、以下の構成機関、団体による令和元年度滋賀県働き方改革推進協議会を開催しました。

## 構成機関、団体

日本労働組合総連合会滋賀県連合会  
滋賀県商工会議所連合会  
滋賀県商工会連合会  
滋賀県中小企業団体中央会  
滋賀経済産業協会  
滋賀県  
滋賀労働局



令和元年度滋賀県働き方改革推進協議会では、働き方改革関連法の施行状況等について説明するとともに、「外国人材の雇用・活躍」及び「下請取引の適正化」のテーマによる意見交換を行いました。

「外国人材の雇用・活躍」のテーマでは、  
>外国人が働きやすい環境整備がなければ、諸外国との競争に敗れ、日本は選ばれなくなる。日本語教育の充実や労働条件改善など共生に向けた対策がまずは必要である。

>仕事の指導やサポートは企業で、生活面でのサポートは行政と連携して進める仕組みを考えていけば、さらに外国人材の雇用・定着・活躍につながるのではないかと。

>音声翻訳機を積極的に活用することにより生活面の不安を緩和することができるのではないかと。等の意見が出されました。

「下請取引の適正化」のテーマでは、

>特に運送業界は深刻な状況で、働き方改革に取り組んでいるが、荷主企業の理解度・協力度はまだまだ不十分であるとの意見が出されている。

>下請取引の問題は行労使が一体となって時間をかけて取り組んでいく必要がある。

等の意見が出されました。そして、下請取引の適正化への取組が必要であるとの認識を共有するため、共通

認識を画面（下請取引の適正化に向けて）により確認しました。

また、令和2年度に「働き方改革推進シンポジウム」を開催することを提案しました。今後、下部組織として設置している「滋賀県働き方改革推進会議」において具体的な内容を協議する予定としています。

### 下請取引の適正化に向けて

人手不足が深刻化している中、働き方改革への対応は、重要な経営課題の一つとなっており、長時間労働を前提とした企業風土や職場慣行の見直しを進める必要があります。

本年4月より大企業に対して時間外労働の上限規制の適用が開始され、来月4月には中小企業に対しても同規制が適用されます。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、中小企業・小規模事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革の妨げとなることが重要で。

滋賀県働き方改革推進協議会の各構成機関、各団体は、下請取引の適正化に向け、一致協力して、周知・啓蒙などの取組を推進し、働きやすい滋賀の実現を目指すことをここに確認します。

令和元年12月23日

#### 滋賀県働き方改革推進協議会

日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長	神 達 博
滋賀県商工会議所連合会会長	大 道 良 夫
滋賀県商工会連合会会長	清 水 寛
滋賀県中小企業団体中央会会長	北 村 嘉 英
一般社団法人滋賀経済産業協会会長	井 門 一 美
滋 賀 県 知 事	三 日 月 大 造
滋 賀 県 労 働 局 長	石 坂 弘 秋

## 住まいのことなら滋賀県住宅生協へ

広告

### 分譲地の開発



不動産の仲介

リフォーム・サポート

住宅相談会



**滋賀県勤労者住宅生活協同組合**

資料請求・お問い合わせ

077-524-2800

滋賀県知事(13)第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日/火・水・祝 営業/9:00~18:00

～常用雇用労働者数 100人を超える事業主の皆様へ～

## 障害者雇用納付金制度に基づく 申告・申請の時期となりました!!

### ▶ 障害者雇用納付金申告・調整金申請 ◀

申告申請期間

令和2年4月1日～5月15日

※申告申請対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日の1年間分  
※障害者の法定雇用率は、平成30年4月1日から2.2%

※障害者雇用調整金ついて、申請期間を過ぎての申請には支給できませんのでご注意ください。



#### 【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
滋賀支部 高齢・障害者業務課  
〒520-0856 大津市光が丘町3-13  
TEL：077-537-1214 FAX：077-537-1215  
E-mail：shiga-kosyo@jeed.or.jp

## 在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

### ◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識、エコキュート施工技術基礎など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

### ◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

- 機械関係**  
（実践機械製図、油圧実践技術、空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場に活かす品質管理技法、設計に活かす3次元CADアセンブリ技術、ステンレス鋼のTIG溶接技能クリニック、被覆アーク溶接技能クリニック、旋盤加工技術、鉄鋼材料の熱処理技術、現場の安全確保（5S）と生産性向上など）
- 電気・電子関係**  
（電子回路の計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術、携帯通信端末によるPLC制御技術、高圧電気設備の保守点検技術など）
- 建築関係**  
（木造住宅の基本計画技術、在来木造住宅設計実践技術、実践建築設計2次元CAD技術、実践建築設計3次元CAD技術、ネットワーク工程管理実践技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
URL	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/		ポリテクセンター滋賀ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/	



## シニアジョブステーション滋賀のご案内

## 中高年齢者の多様な働き方を応援！

キャリアカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介などの支援をワンストップで行う就労支援窓口として滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営しています。また、人材確保にお悩みの企業等を対象とした、中高年人材の確保・活用に向けたアドバイス等も行っていきます。

ぜひ、お気軽にご利用ください

## ●利用時間

8時30分～17時まで（受付：16時まで）  
※土日・祝日、年末年始は休業

## ●設置場所

大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階  
（JR大津駅北口から徒歩2分）

## ●対象者

概ね45歳以上の就労を希望する方  
中高年人材の採用・定着を希望する企業等

## 《出張相談（予約制）》

より多くの方にご利用いただけるよう、彦根や長浜、甲賀等のハローワークで、出張相談を毎月、実施しています。詳しくは、シニアジョブステーション滋賀へお問い合わせください。

## 《各種セミナー》

就職活動やライフプランに役立つセミナーを毎月開催。

相談無料

## ●相談

1回50分程度 予約優先・無料

## ◇ハローワークコーナー（職業紹介）

・ハローワークの求人情報の提供や紹介状の発行、職業相談、求人企業との面談予約など

## ◇シニア相談コーナー

・個別コンサルティング、支援プラン作成、マッチング支援、適性診断など

## ◇企業相談コーナー

・人材確保・人材活用のプランニング支援など

## ◇その他

・福祉のお仕事出張相談（毎月第2木曜午後）、模擬面接の練習など

## 【連絡先・お問合せ先】

シニアジョブステーション滋賀

TEL：077-521-5421 / FAX：077-521-5455

E-mail：s-job@bird.ocn.ne.jp

ホームページ

シニアジョブステーション滋賀

検索

## 生涯現役促進地域連携事業

— しがアクティブシニア活躍推進事業 —

シニア世代の活躍へ 就労・地域活動や雇用促進に向け、様々な取組を展開しています！  
～ お気軽にご利用・ご参加ください～

—シニア世代の皆様へ—

## しがアクティブシニア相談窓口

相談  
無料予約  
優先

キャリアコンサルタント(国家資格)が、シニア世代の就労や社会活動等を応援！

【このようなお悩みの際には、お気軽にご相談ください】

- ・定年退職後も再就職したい。
- ・キャリアを生かした仕事がしたい。
- ・ボランティアなどの地域活動に参加してみたい。

## 《しがアクティブシニア相談窓口（草津駅前）》

■ 草津市大路一丁目1-1（ガーデンシティ草津エルティ932 3階）  
滋賀県介護・福祉人材センター内  
・TEL 077-567-3925

## 《しがアクティブシニア相談窓口（近江八幡）》

■ 近江八幡市鷹飼町105-2（滋賀県婦人会館内）  
・TEL 0748-37-8100

—事業主・採用担当の皆様へ—

## 企業訪問アドバイス事業

相談  
無料

専門の支援員が、企業・事業所を訪問。シニア世代の雇用事例やシニア向けの業務、職場環境改善等を具体的にアドバイス！人材不足でお悩みやシニアの雇用に関心がある場合、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

- その他にも、セミナーや仕事説明会など、シニア世代の生涯現役を応援する取組を実施。

## ◇生涯現役セミナー

・就労や地域活動等へのきっかけづくりとなる各種セミナーを開催。

## ◇仕事説明会・ボランティア体験会

・シニア世代の雇用に意欲的な企業の求める人材や仕事内容等を紹介する仕事説明会を開催。  
・ボランティアにふれることができる体験会を開催。

滋賀県生涯現役促進地域連携協議会  
（滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課内）

TEL：077-528-3759 / FAX：077-528-4873  
E-mail：info@shiga-geneki.jp

ホームページ

滋賀県 生涯現役

検索

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3759

## 最大100万円を移住・就業者に支給！ 東京圏からの人材を採用したい企業を募集！！

滋賀県では、国・市町と連携し、東京圏からの移住・就業者に移住支援金を支給する「移住支援事業」を実施しています。現在、東京圏からU・I・Jターン就職希望者の採用をお考えの企業（対象法人）の登録を募集していますので、ぜひこの機会に登録申請をしてください。

### 【事業の流れ】

対象企業の登録 ⇒ 「WORKしが」に対象求人を掲載 ⇒ マッチング成立  
⇒ 移住者が市町に申請 ⇒ 東京圏からの移住・就業者に最大100万円を支給！（個人支給）

※採用される企業向け ⇒ 「中途採用等支援助成金（U・I・Jターンコース）」（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html)

### ◆対象企業の主な要件

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録を受けていること。
  - ・資本金10億円以上の大企業・みなし大企業でないこと。等
- ⇒次のページから登録申請書をダウンロードし、滋賀県に提出してください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/304820.html>

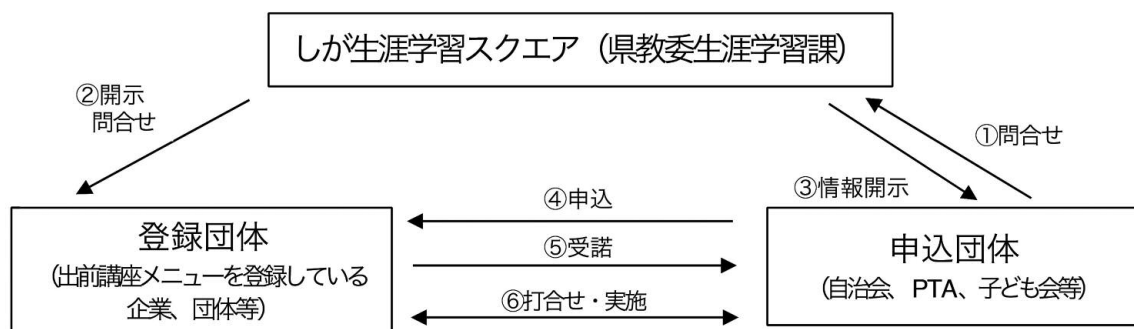
### 【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3758 E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp

## 「出前講座」に登録しませんか？

企業や団体に「出前講座メニュー」に登録いただき、県内の自治会や公民館、PTA等からの要請に基づき、登録いただいた講座を提供していただく取り組みです。

令和2年1月1日現在、131の講座をご登録いただいています。



講座の内容は、環境・科学から健康、地域づくりなど多岐にわたっています。企業・団体のみなさまがお持ちの技能・ノウハウを、出前講座として生涯学習社会の推進に生かしませんか？

登録の方法、要件などは滋賀県学習情報提供システム「におねっと」【出前講座メニュー一覧】をご確認ください。

### 【お問合せ先】

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

TEL：077-528-4652 FAX：077-528-4962 E-mail：ma06@pref.shiga.lg.jp



外国人を雇用する事業主の方へ

## 令和2年3月から外国人雇用状況の届出において、 在留カード番号の記載が必要となります。

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出※において、在留カード番号の記載が必要となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届出方法が異なりますので、ご注意ください。

※労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。なお、在留資格が「外交」、「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外となります。

ご不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください

【お問合せ先】 滋賀労働局職業対策課 TEL：077-526-8686

人材育成に熱心な企業を応援します!!

令和2年度

## 「働くなら滋賀!人材育成助成金」のご案内



採用後3年以内の従業員の人材育成に取り組む県内の中小企業等に助成金を支給します!

### ◆助成の対象となる人材育成およびその経費等

通常の職務を離れて、職務等に必要な知識や技能を習得するために、採用後3年以内の従業員を対象に

- ① 社内等で専門的な講師を招いて研修等を実施した場合
- ② 教育訓練機関等が実施している研修等に派遣した場合

これらに要した経費等（受講料、テキスト代、教材費、講師の謝金、会場使用料等）について助成します。

ただし、・受講者の賃金、受講にかかる交通費、宿泊費、食事代等は対象になりません。

・令和2年4月1日以降で県が交付決定をした日から令和3年3月31日までに研修等の受講および経費等の支払いを完了する必要があります。

なお、交付決定までに実施された研修や経費の支払いが行われている場合等は対象となりません。

### ◆助成金の支給

助成対象経費（消費税等を除く。）の3分の2以内

ただし、1事業主あたり年度内において15万円を上限とします。

### ◆交付申請の受付期間

・令和2年3月23日（月）から令和3年2月12日（金）まで

※申請にあたっては、事前にご相談ください。

(例) 新入社員研修  
ビジネス・接客力向上  
OA事務・経理・簿記  
品質管理・安全衛生教育  
プログラミング・加工技術  
技能講習・特別教育 等

### ◆その他所定の要件を満たす必要があります。

詳しくは、[滋賀県ホームページ](#)をご確認ください。

[滋賀県ホームページ](#) 検索 → [県民の方](#) → [しごと・産業・観光](#) → [しごと・雇用](#)

→ [助成・支援・補助](#) → [令和2年度働くなら滋賀!人材育成助成事業](#)



【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課職業能力開発係  
TEL：077-528-3755 E-mail：fe0003@pref.shiga.lg.jp

# 不当労働行為事件の概要について

## ◆使用者からこんな行為を受けたら...

- ・労働組合に加入したら、解雇された。
- ・組合活動を理由に昇給差別を受けた。
- ・団体交渉を申し入れたが、応じてもらえない。
- ・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。



不当労働行為に  
該当する可能性が  
あります。

## ◆不当労働行為とは

労働組合法第7条では、労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保護するため、労働組合や労働者に対する使用者の不当労働行為を禁止しています。不当労働行為は、主に以下の3類型です。

- 1 不利益取扱い 組合員であることや正当な組合活動をしたことを理由に、使用者が解雇、配転等の不利益取扱いをする行為。
- 2 団体交渉拒否 使用者が正当な理由なく団体交渉を拒む行為。
- 3 支配介入 使用者による労働組合の自主性や団結力、組織力を損なわせる行為。

## ◆不当労働行為を受けたと思ったら...

労働組合や組合員は、使用者が不当労働行為をしたと思われる場合は、その救済を労働委員会に申し立てることができます。申立てを受けると労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は救済命令を発し、そうでない場合は棄却命令を発します。また、和解を勧める場合もあります。

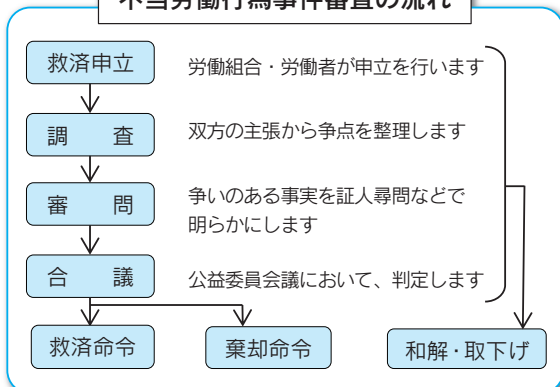
### ○命令 ～事実を明らかにし、不当労働行為を救済する～

審査の結果、労使双方の主張と客観的な事実とが明らかになれば、労働委員会の公益委員が合議し、不当労働行為に当たると判断すれば救済命令を発します（棄却や却下になる場合もあります）。参考事例を見てみましょう（実際の事例から一部変えています）。A社の従業員で結成されたX組合A支部は、給与制度の改善を求めて団体交渉していたところ、①営業部門で勤務していたY支部長を他部門に配置転換を行ったこと、②団体交渉でのA社の発言等が不誠実であったこと、③A社の役員であるZ主任から組合員らに対し威圧的な発言がされていることが不当労働行為にあたるとして、当委員会に救済申立てを行いました。当委員会では、①については、組合活動等の故をもって行ったとするには証拠が不十分で不利益取扱いにはあたらないと判断しましたが、②団体交渉中の「時間外手当」の説明に関しては不十分で不誠実な対応であり、③Z主任の発言は、組合活動等に対する干渉的発言で、支配介入にあたる判断して、一部救済命令を発しました。

### ○和解 ～早く、円満に終わる～

審査中、労使双方に話し合いで解決する意思がみられる場合は、労働委員は和解を勧めます。和解手続では、労働委員の調整のもと、労使双方が合意した内容で和解します。和解内容は、強行法規に違反しない限りどんな内容でも可能です。和解のメリットは、命令を出す場合よりも将来に向けてより円満な労使関係を築き得ること、早く解決できること等です。滋賀県における過去10年間の終結事件の平均処理日数は、命令の場合が547日であるのに対し、和解・取下げの場合は154日となっています。

### 不当労働行為事件審査の流れ



★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】  
滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577  
大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階  
TEL : 077-528-4472  
URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

## 『業務上のミスによる損害賠償責任』

最近の相談事例で、従業員（労働者）のミスにより会社（使用者）に多大な損害が発生し、労使間でトラブルとなったケースがありました。今回はこのようなケースの考え方と対応について考えます。

Q 質問

（使用者からの相談）

従業員のうっかりミスにより会社は多大な損害を受けました。損害に見合う金額を従業員に賠償請求したいが、給料から差し引くことはできるのでしょうか。

A 回答

賃金から税金や社会保険料など法令で定められているもの以外のものを差し引く場合には、書面による労使協定が必要です（労基法第24条）。なお、労使協定を締結していても賃金から控除することが認められるのは、社宅の費用、組合費など、事理明白なものに限られることから、ご質問のような賠償金を給料から一方的に控除することはできません。まずは本人に給料を全額支払った後、被った損害について協議し、双方合意に達すればその後に金銭のやりとりを行う必要があります。

なお、そのような事態を予測して使用者が労働契約の不履行について違約金を定める等、あらかじめ損害賠償の額を定めておくことは、労基法第16条により禁止されています。

Q 質問

（労働者からの相談）

仕事上のうっかりミスにより第三者に損害を与えてしまい、会社が第三者に損害を賠償しました。その後、会社から私に到底払えない額の請求をされたのですが、払わなければならないのでしょうか。

A 回答

民法上、労働者の不法行為により被害を受けた第三者に対して、使用者が損害を賠償した場合、使用者は労働者に求償することができます。（民法第715条第1項および第3項）

ただし、判例では、労働者・使用者間で損害の公平な負担を図るため、信義則（民法第1条第2項）に基づき労働者の損害賠償責任を制限しています。

Q 質問

それでは、どの程度の賠償額ならば応ずべきでしょうか。

A 回答

損害賠償等の責任制限の基準は、

- ①労働者の帰責性（労働者の故意・過失の有無・程度）
- ②労働者の地位・職務内容・労働条件
- ③損害発生に対する使用者の寄与度（指示内容の適否、保険加入による事故予防・リスク分散の有無等）に求められます。

裁判例では労働者側、使用者側双方の事情を広く考慮して、賠償額が判断されています。具体的な負担割合については、弁護士などの専門家（法テラス等）に相談ができます。また、労使トラブルになった場合には、公的機関（労働局、裁判所等）を利用し、双方が納得いくようにされてはいかがでしょうか。

参考裁判例：茨石事件（最一小判昭51・7・8）等

## 滋賀県労働相談所

電話番号 **077-511-1402**

**0120-967164** （フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～17時（12:30～13:30、15:00～15:15は除く）

場所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談による相談は事前連絡が必要です）



## 職場の人が「がん」になったら

2人に1人は生涯のうちに「がん」にかかるといわれています。そのうち3分の1は就労可能な年齢での発病です。がんは、かつての「不治の病」から「長くつきあう慢性病」に変化しつつあります。労働者が、「がんにかかる」ことや、「闘病し、職場復帰する」のは身近なことになりました。

**職場では、労働者が体調に応じて働きつづけられるようご配慮をお願いします。**

滋賀県のがん情報は「がん情報しが」で **検索**  
「働く人のがん」に取り組む県内企業の取組事例などを掲載しています。

### ■外部の相談窓口をご利用下さい。

滋賀産業保健総合支援センターは、厚生労働省からの委託を受け、両立支援促進員が労働者、経営者、人事労務担当者からの相談に対応しています。利用は無料です。

【詳細は】「滋賀産業保健総合支援センター」で **検索** し、  
ホームページ中ほどの「治療と仕事の両立支援」アイコンを **クリック**

【お問合せ先】 滋賀産業保健総合支援センター TEL：077-510-0770

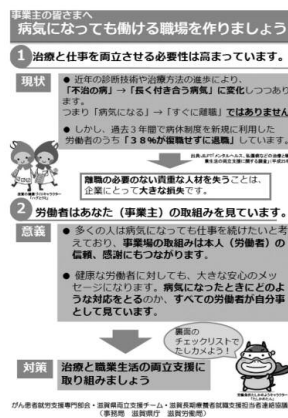
### ■主治医と情報交換しましょう

会社と主治医間で、職場での業務内容の調整やどのような配慮をしたら良いかなどの情報交換のために「会社と主治医間の情報連絡シート」をご活用ください。

(※労働者に医療機関にて文書料の負担がかかることがあります。)

【入手方法】「会社と主治医間の情報連絡シート」で **検索**

【お問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課 TEL：077-528-3655  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3751



事業所向けリーフレット

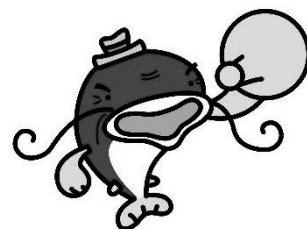
## シルバー人材センターからのお知らせ

### 3月末退職予定の皆さん シルバー人材センターで地域デビューしませんか。

社会のために、自らのために、あなたの豊かな知識と経験をシルバー人材センターで活かしませんか。

介護や育児等現役世代を支える分野、空き家や後継者のいない農地など地域の困りごと、深刻な人手不足に悩む地元の中小企業やスーパーの助っ人などシルバー人材センターは様々な場面で地域のお役に立てます。

～まずは、お住まいの市町シルバー人材センターへ、ご相談を～



滋賀県シルバー普及啓発キャラクター  
「なまひげ先生」

### 【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会  
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階  
TEL：077-525-4128 FAX：077-527-9490  
URL：https://www.sjc.ne.jp/shigapref

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873  
URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/  
E-mail：fe00@pref.shiga.lg.jp